

野田市（水）公告第66号

制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、別紙のとおり公告する。

令和6年12月2日

野田市水道事業管理者 中沢 哲夫

・浄水場等運転管理業務委託

浄水場等運転管理業務委託（債務負担行為）

公告日 令和6年12月2日

1 委託概要

(1) 業種区分	施設等運転管理他
(2) 業務番号	令和6年度 原委第46号
(3) 業務名	浄水場等運転管理業務委託
(4) 委託場所	野田市上花輪486番地他
(5) 委託期間	契約日の翌日から令和12年3月31日まで ただし、業務の履行期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日までとする。
(6) 委託業務内容	野田市水道事業が管理する上花輪浄水場、上花輪排水処理施設、東金野井浄水場、中野台取水施設、木間ヶ瀬浄水場、桐ヶ作配水場、中根配水場における運転管理及び保守点検並びに水質管理等の業務委託

2 入札要領

(1) 入札書提出期限	令和6年12月16日（月）午後5時必着 ※入札書提出期限までの必着とし、期限までに到達しない場合は失格とする。 ※当日の消印有効ではない。
(2) 入札書提出方法	一般書留又は簡易書留により郵送すること。持参も可とする。提出した入札書の差し替え、訂正又は撤回をすることはできない。 ※下記「提出書類」を封筒に入れて封をし、「入札書」と同じ印で割印すること。 封筒の表の余白に、案件名、事業者名、朱書きで「入札書在中」と記載すること。 ※各書類の日付は、入札書提出期限以前の日付とすること。
(3) 入札書提出先	〒278-0031 千葉県野田市中根324番地 野田市水道部業務課財務係
(4) 提出書類	①入札書 ②誓約書・委任状（指定様式） ③積算内訳書（指定様式） ④担当者の名刺
(5) 開札日時	令和6年12月17日（火）午前9時
(6) 開札会場	野田市水道部業務課
(7) 入札形態	紙入札（郵便入札）・制限付一般競争入札事後審査方式
(8) 予定価格	非公表
(9) 低入札価格調査制度	適用（失格基準あり）

3 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、この公告の日から開札日まで次の要件を全て満たす者とする。

(1) 基本的要件	①野田市入札参加資格業者名簿（委託）に登載されている者。 ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者。 ③政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、当該事実があつた日から3年を経過している者。 ④野田市水道事業建設工事等請負業者等指名停止措置要綱（平成5年7月28日制定）に基づく指名停止措置を受けていない者。 ⑤野田市水道事業建設工事等暴力団対策措置要綱（平成19年5月28日制定）に基づく指名停止を受けていない者。 ⑥手形交換所により取引停止処分を受けたときは、停止処分を受けてから2年間を経過している者。 ⑦開札日前6月以内に手形又は小切手が不渡りとなっていない者。 ⑧会社更生法（平成14年法律第154号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされている者。
(2) 入札参加者（事業者）の条件	1 公告日前5年の間に江戸川表流水を自己水源とした浄水場の運転管理業務を受注した実績を有すること。 2 公告日前5年の間で地方公営企業法に基づく水道事業が発注した浄水場の運転管理業務において、1件の契約金額が20,000万円以上の受注実績があること。
(3) 地域要件	千葉県内に本店又は契約権限等を委任する支店・営業所等がある者
(4) 配置予定技術者	当該業務に関し、下記の資格を有する技術者を配置すること。 ・水道技術管理者 ・水道浄水施設管理技士 ・電気工事士
(5) 公契約条例	本件は、野田市公契約条例第18条において準用する条例第4条第2号に規定する公契約に該当するため、入札に参加する者は、条例に基づく必要な事務手続を行うこと。 <u>「公契約条例に係る特記事項」及び「公契約条例の手引※」を参照のこと</u>

※<http://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/1000712.html>

4 入札手続

(1) 設計図書等の閲覧	入札参加申請受付期間に野田市水道部の入札情報コーナー及び水道部業務課窓口で閲覧に供する。 また、野田市水道部ホームページに掲載する
(2) 入札参加申請	入札に参加を希望する者は、「制限付一般競争入札参加申請書」及び「公契約条例に関する誓約書」に必要事項を記入し提出すること。 ※「公契約条例に関する誓約書」の提出が無い入札は無効となる。 入札参加申請受付 期 間：令和6年12月2日（月）午前8時30分から 令和6年12月9日（月）午後1時00分まで ※土・日曜日、祝日は除く 場 所：野田市水道部業務課窓口 提出方法：郵送又は持参 ※入札参加申請受付期間内の必着とする 提出部数：1部
(3) 入札書及び誓約書・委任状	①記載金額 入札書に記載する金額は、委託期間の総額を記載すること。 契約金額は、入札書に記載された額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ②金額の頭止め 入札書に記載する金額の頭止めには「金」・「¥」ではなく、代表者印を押すこと。代表者又は担当者の認印も可とする。 3 誓約書 入札参加者は入札書の提出に当たり、「誓約書」を提出すること。「誓約書」の提出がない場合は失格とする。「誓約書」は、「入札書」に同封して提出すること。（指定の「誓約書・委任状」（兼用用紙）の様式を使用すること）。

5 質疑応答

(1) 質疑の提出方法	設計図書等について質問がある場合は、「質疑書」（指定様式）を水道部業務課財務係へファックスで送付し、送付した旨を電話で連絡すること。 ファックス：04-7124-3362
(2) 質疑提出期限	令和6年12月10日（火）午後1時00分まで
(3) 回答方法	全ての質疑の回答は、質疑書の提出等があった場合に、質疑受付期限の原則翌日（土・日曜日、祝日は除く）の午後5時までにファックスにて送付する。 ※申請書に記載された担当者宛にファックスする。

6 落札者の決定

(1) 落札候補者	予定価格の範囲内で最低の入札額を提示した入札参加者を「落札候補者」とする。ただし、低入札価格調査制度を適用し、同基準価格を下回った場合はこの限りではない。
(2) 入札参加資格確認書の提出	落札候補者は、開札日の翌日（土・日曜日、祝日は除く）までに「制限付一般競争入札参加資格確認書」（指定様式）を業務課に提出すること。 また、期限までに「制限付一般競争入札参加資格確認書」を提出しなかった場合は、入札は無効となる。
(3) 落札者の決定	落札候補者について、上記資格確認書により資格審査を行い、入札参加資格要件に適合しているときに落札者と決定し通知する。 なお、適格者とならなかったときはその旨を通知するが、その場合は書面により説明を求めることができる。通知日から3日以内に業務課財務係に請求すること。

7 その他

(1) 保証金	①入札保証金：免除 ②契約保証金：納付 契約保証金の額は、契約金額の10分の1以上とする。ただし、低入札価格調査基準価格を下回った金額で落札者となった場合は、10分の3以上とする。 なお、次のいずれかの方法により保証をとること。 (ア)金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付にかえることができる。 (イ)履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は契約保証金を免除する。 (ウ)現金又は担保としての有価証券 ※詳細は指示書で確認すること
(2) 無効な入札	・入札に参加する資格を有しない者のした入札。 ・記名、押印を欠く入札。 ・入札書の金額が0円の入札。

	・金額を訂正した入札。 ・誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札。 ・明らかに談合であると認められる入札。 ・再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札。 ・積算内訳書の提出が無い場合、積算内訳書に商号又は名称、代表者氏名、業務名、委託場所の記載が無い場合、積算内訳書に押印が無い場合、積算内訳書の合計金額と入札書の金額が異なる場合 ・制限付一般競争入札参加申請書又は制限付一般競争入札参加資格確認書等の提出した資料に虚偽の記載を行った者の入札。 ・その他入札に関する条件に違反した入札。
(3) 異議申し立て	入札をした者は、入札後、設計図書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
(4) 入札の延期・中止	入札の執行は、野田市水道事業の都合により、又は入札を公正に執行することができないと認めるときは、入札日時を延期、又は中止することがある。この場合、入札参加者は異議を申し立てることはできない。また、入札参加者において損害を受けることがあっても、野田市水道事業はその補償の責を負わないものとする。
(5) くじ	落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに入札事務に関係のない野田市水道部職員に代理してくじを引かせて落札候補者を決定するものとする。
(6) 再度入札	①再度入札 開札の結果、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札を行う。初回の入札において無効な入札をした者は再度入札には参加できない。 なお、再度入札の回数は1回とする。 ②見積り合わせ 再度入札においても予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札で最低の価格で入札した者と見積り合わせを行う。見積書の提出は2回までとし、2回目の見積額でも予定価格の制限の範囲内に達しなければ、当該入札は不調とする。 ただし、見積書を徴することが適切でないと認められる場合はこの限りではない。
(7) 低入札価格調査制度	本入札は、地方自治法施行令第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項に規定する低入札価格調査の基準として「野田市水道事業低入札価格調査実施要領」を適用する。なお、低入札価格調査基準価格は公表しない。

	(ア)低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者がいる場合は本入札を保留とし、入札参加者には後日結果を通知する。 (イ)低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。 (ウ)低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。 (エ)低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者のうち、入札額が「野田市水道事業低入札価格調査実施要領」に定める失格基準価格を下回った者は失格とする。 ※詳細は野田市水道部ホームページを参照すること。 『野田市役所ホームページ』→『野田市水道部』→「入札・契約情報」の『入札に関する書類（様式）及び要綱等』→『野田市水道事業低入札価格調査実施要領』
(8) その他	1 次の者は入札に参加することができない。 (ア)「誓約書・委任状」の提出がない者、又は「誓約書・委任状」に不備がある場合 ②その他 (ア)入札書及び誓約書・委任状には、業務名及び委託場所をこの公告の記載に従い記入すること。 (イ)入札書及び誓約書・委任状には、代表者印（年間代理人を設けている場合は年間代理人の印）を押印すること。 (ウ)入札参加申請をした後で、都合により入札に参加をしない場合は、開札執行前までに入札辞退届を提出すること。 入札辞退届には「自社都合」や「社内で検討した結果」等の不明確な理由ではなく、より具体的な理由を記載すること。 なお、入札辞退届を提出した後は、これを撤回することはできない。 (エ)入札参加申請書等の入札に必要な書類は、野田市水道部ホームページで入手できる。 ホームページで入手できない場合は、業務課窓口で配布するので申し出ること。

8 入札執行担当

千葉県 野田市 水道部 業務課 財務係

住所：〒278-0031 千葉県野田市中根324番地

電話：04-7124-5145（音声案内5番）

FAX：04-7124-3362

野田市公契約条例に係る特記事項 (業務委託契約)

当該業務委託は、野田市公契約条例（以下「条例」という。）第4条に規定する公契約に該当するため、入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）及び水道事業との間で契約を締結した者（以下「受注者」という。）は、入札公告から契約終了までの期間において条例に基づく必要な事務手続を行うこと。必要な事務手続の内容は、この特記事項及び野田市公契約条例の手引（以下「手引」という。）に定める。必要な事務手続が行われない場合は、入札においては無効、契約締結後においては契約を解除するとともに指名停止を行う。

また、受注者、下請負者及び労働者派遣法の規定に基づき受注者又は下請負者に労働者を派遣する者（以下「受注者等」という。）に対して、条例の効果と条例で設定している賃金水準の適正性について検証するため、条例の適用を受ける労働者（以下「適用労働者」という。）の賃金について、契約締結前の賃金等の状況をはじめ、契約締結後に賃金の変動した場合にはその理由について調査を行う。受注者は調査に協力するとともに、下請負者及び労働者派遣法の規定に基づき受注者又は下請負者に労働者を派遣する者（以下「受注関係者」という。）に対しても周知しておくこと。

(準備)

- 1 当該業務委託の入札参加者は、業務を履行するための受注体制を構築しておくこと。当該業務の一部を受注関係者に委託することを予定している者は、受注関係者を含めた受注体制の構築準備をすること。

また、受注関係者になる予定の者に対して、当該業務委託が条例の適用を受け、賃金等の最低額が決められていること、適用労働者の賃金の確認に必要な「賃金台帳(写)」や「給与等の支払明細書(写)」などの資料の提出があることについて説明し、承諾を得ておくこと。

(誓約書の提出)

- 2 入札参加者は、条例の規定を遵守する旨を記載した「公契約条例に関する誓約書」を入札参加申請受付期間に提出しなければならない。提出が無い入札は、無効とする。

(適用労働者への周知義務)

- 3 受注者は、全ての適用労働者に対して、「適用労働者の範囲」、「条例第6条第1項に規定する賃金等の最低額」、「受注者等に条例違反があり、申出をする場合の連絡先」、「その申出をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けないこと」を書面をもって周知しなければならない。

書面については、発注者が作成し受注者に配付する。受注者は、当該書面を次のいずれかの方法により周知を行うこと。

- ・作業場の見やすい場所に掲示又は備え付けるときは、当該業務委託の契約期間とする。
- ・適用労働者へ配付するとき、最初に当該業務委託契約に従事するときまでに行う。

(適用労働者の承諾)

- 4 受注者は、適用労働者に対して、支払賃金を確認するため、「賃金台帳(写)」、「給与等の支払明細書(写)」などのほか、支払賃金の確認に必要な資料を提出することについて、承諾を得ておくこと。

また、受注関係者があるときは、受注関係者に対しても同様に適用労働者へ承諾を得ておくよう指導すること。

(配置労働者報告書)

- 5 受注者は、適用労働者の支払予定賃金を記入した「配置労働者報告書」、「履行体系図」、「適用労働者への周知書類(写)」、「就業規則又は労働条件を通知した書面(写)」を業務課財務係へ提出すること。

配置労働者報告書の提出には、原則として「賃金台帳(写)」、「給与等の支払明細書(写)」等の実際に支払われた1時間当たりの賃金等が明確となる資料(以下「確認資料」という。)の提出は不要とする。ただし、発注者が賃金を構成する手当等の区分を確認するために、当該業務委託契約の締結前から雇用している適用労働者の確認資料の提出を求めることがある。

受注者は、受注関係者があるときは、受注関係者に関する配置労働者報告書、就業規則又は労働条件を通知した書面(写)及び確認資料についても取りまとめの上、提出すること。

提出時期は、発注者と受注者の間で締結する契約の締結日及び長期継続契約の2年目以降については、各年度の業務開始日から14日以内とする。受注関係者があるときは、受注者と受注関係者との間並びに受注関係者間で締結する契約書等の締結日から14日以内とし、長期継続契約の2年目以降については、各年度の業務開始日から14日以内とする。やむを得ない理由がある場合を除いて、指定の時期に提出がなされない場合は、契約を解除するとともに指名停止等を行う。

(労働者支払賃金報告書)

- 6 受注者は、適用労働者の従事日数、従事時間、実際に支払った1時間当たりの賃金などが確認できる資料として、「労働者支払賃金報告書」(以下「賃金報告書」という。)及び確認資料を業務課財務係へ提出すること。

受注者は、受注関係者があるときは、受注関係者に関する賃金報告書及び確認資料についても取りまとめの上、提出すること。

提出時期は、契約期間中、各年度の10月末、翌年4月末の2回とする。ただし、当該業務委託の履行状況により、発注者が賃金報告書の作成時期や提出時期を別に指示した場合は、それに従うこと。やむを得ない理由がある場合を除いて、指定の時期に必要な賃金報告書及び確認資料の提出がなされない場合は、契約を解除するとともに指名停止等を行う。

(適用労働者の申出及び不利益な取扱いの禁止)

- 7 適用労働者は、受注者等が条例に違反したときは、発注者又は受注者等にその旨の申出をすることができる。受注者等は、当該申出をした適用労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(報告書の請求及び立入検査)

- 8 発注者は、条例に定める事項の遵守状況を確認するため必要があると認めるときや適用労働者から受注者等の条例違反について申出があった場合は、報告書の請求を行う。

提出された報告書でも履行状況が確認できないときは、立入検査を行う。

報告書あるいは立入検査の結果、受注者等の条例違反が明らかになった場合は、是正措置を命じる。

(賃金支払義務)

- 9 受注者等は、適用労働者に対し、水道事業管理者が定める賃金等の最低額以上の賃金を支払わなければならない。また、受注関係者から支払われる適用労働者の賃金が、賃金等の最低額を下回ったときは、その差額分について、受注者は、受注関係者と連携して支払う義務を負う。

(契約解除等)

- 10 受注者等が次の(1)から(6)までのいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除するとともに指名停止を行う。

(1) 提出しなければならない配置労働者報告書、賃金報告書、その他の報告書及び確認資料が期限までに提出されないとき。

(2) 提出された配置労働者報告書、賃金報告書、その他の報告書及び確認資料の内容が虚偽であったとき。

(3) 立入検査を拒んだり、妨げたり、若しくは忌避したとき。

(4) 立入検査で質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(5) 是正措置の命令に従わないとき。

(6) 是正措置の報告をしないとき、又は虚偽の報告をしたとき。

受注者は、上記の事由による契約の解除によって、発注者に損害を生じたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、発注者がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りではない。

上記の事由により契約を解除したときは、受注者等に損害が生じても、発注者はその損害を賠償する責任を負わない。

上記の事由により契約を解除したとき、又は契約終了後に条例の規定に違反したことが明らかになったときは、指名停止を行う。

(違約金)

- 11 発注者は、契約期間中に受注者等が条例の規定に違反したことが明らかになったときは、契約額の10分の1に相当する額を違約金として請求する。

また、契約終了後に条例に違反していたことが明らかとなったときは、契約額が1億円以上の場合には契約額の10分の0.5に相当する額を、5千万円以上の場合には契約額の10分の0.7に相当する額を、5千万円未満の場合には契約額の10分の1に相当する額を違約金として請求する。

(公表)

12 契約を解除したとき又は契約終了後に条例の規定に違反したことが判明したときは、次の事項を公表する。

(1) 契約の名称

(2) 契約を締結した年月日

(3) 受注者等の氏名及び所在地（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）

(4) 契約を解除した年月日及び理由

(5) 契約終了後に条例の規定に違反したことが判明した場合は、その違反内容及びそれに対する措置

(その他)

13 この特記事項及び手引に定めのない事項、又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて協議して定めるものとする。

重要

野田市公契約条例に基づく賃金等の最低額について

業 務 名 浄水場等運転管理業務委託

委託場所 野田市上花輪 486 番地他

委託期間 契約日の翌日から令和 12 年 3 月 31 日までとする

ただし、業務の履行期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までとする

1. 本件に適用を予定している賃金等の最低額（以下、最低額という。）

本業務は、野田市公契約条例※（以下、条例という。）の対象となっていることから、受注者となった場合には、上記委託期間中は、条例の適用労働者に対して、最低額以上の賃金を支払わなければなりません。

当該業務の令和 6 年度の最低額を次のとおり予定していますので、入札額の積算に当たっては、ご留意いただきますようお願いいたします。

なお、今後最低額の見直しも想定されるため、見直し後の最低額以上の賃金を支払うことを遵守すること。

1 運転監視及び保守点検業務員（令和 6 年度適用分）

最低額 1, 4 0 2 円（1 時間当たり）

野田市水道事業管理者の所管に係る野田市公契約条例施行規程第 3 条第 1 号に規定する契約に該当

2. 基準額と比較する支払賃金の構成

最低賃金法に基づく最低賃金制度に定める手当等の区分による所定内給与のうち、基本給相当額と基準内手当の合計額を 1 時間当たりの賃金に換算した金額を最低額と比較することになります。下記の区分を参考にしてください。

支払賃金に含む手当等

手当等	内 容
基本給相当額	基本給（定額給）
基準内手当	役職手当、資格手当など、毎月きまって支払われる基本的な賃金で最低賃金制度の所定内給与に区分される手当

支払賃金に含まない手当等（基準外手当）

手当等	内 容
臨時に支払われる賃金	結婚手当、1 か月を超える期間ごとに支払われる賞与等の賃金
時間外割増賃金	所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる割増賃金
休日割増賃金	所定労働日以外の労働に対して支払われる割増賃金
深夜割増賃金	所定労働時間以外で午後10時から午前5時まで間の労働に対して支払われる割増賃金
精皆勤手当、通勤手当、家族手当	最低賃金制度の所定外給与に区分される手当

3. 支払賃金の履行確認について

最低額以上の賃金が支払われているかどうか、労働者支払賃金報告書、適用労働者の賃金台帳及び給与等の支払明細書等をもって、水道部で支払実績を確認いたします。

確認に必要な書類の提出がなされないときは、契約を解除する場合がありますので、詳しくは、「野田市公契約条例に係る特記事項」及び「野田市公契約条例の手引（業務委託契約）」をご覧ください。

※野田市公契約条例について

野田市では、公契約に係る業務の質の確保及び公契約の社会的な価値の向上を図るため、平成21年9月に「野田市公契約条例（平成21年野田市条例第25号）」を制定し、平成25年9月の条例改正により、浄水場等運転管理業務に従事する適用労働者に、水道事業管理者が定める賃金等の最低額以上の賃金を支払わなければならないほか、労働者の適正な労働条件の確保等を求めることとしている。